

# 契約不適合責任期間の変更について(令和2年10月改定)

## 1. 変更内容

契約不適合責任期間の取扱いについては、これまで工事目的物の引渡しを受けた日から1年以内（一部の工種については2年以内）としていましたが、令和2年10月1日以降に入札公告、指名通知書又は見積通知書の発送を行う契約から、次のとおり変更します。

工事内容等による区分	契約不適合責任期間
① 工事に設備機器設置が含まれていない場合	工事目的物の引渡しを受けた日から2年
② 工事に設備機器設置が含まれている場合	工事目的物の引渡しを受けた日から2年（設備機器本体については1年）
③ 工事に設備機器設置が含まれている場合で、設備機器本体に係る契約不適合についても同じ期間を設定する必要がある場合	工事目的物の引渡しを受けた日から2年（設備機器本体の契約不適合を含む。）

※ 各案件ごとに仕様書等に記入しますので、入札・見積前に確認してください。また、市の工事請負契約約款にも契約不適合に関する規定がありますので、併せてご確認ください。

※ この取扱い変更に伴い、契約不適合保証金の留保期間についても変更されます。

※ 案件個別の事由により、これと異なる取扱いをする場合もありますのでご注意ください。この場合、仕様書等にその内容を記載します。

## 2. 実施年月日

令和2年10月1日以降に入札公告、指名通知書又は見積通知書の発送を行う契約から実施します。

### 〈問合せ先〉

西宮市 財務局 財務総括室 契約管理課 工事契約チーム

TEL : 0798-35-3405

